

## 1. 利用料金

- ① 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うための必要事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

### (1) 介護保険基準サービス

#### ① サービス利用料金（\*1日につき）

下記の単位数から、所定単位数（利用者の要介護度に応じた単位数と各種算定された加算を加えた単位数）に、「介護職員処遇改善加算（I）」を上乗せし、地域区分「その他」であるため10円を乗じた額をサービス利用料金とします。その内、介護保険自己負担分（1割または2割）を払い下さい。

（単位：単位数）

| 区分  | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---|------|------|------|------|------|
| 従来型個室   | 547  | 614  | 682  | 749  | 814  |
| 多床室   | 547  | 614  | 682  | 749  | 814  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設外泊時費用246・福祉施設初期加算30</li> <li>・退所前後訪問相談援助加算460・退所時相談援助加算400</li> <li>・退所前連携加算500・在宅復帰支援機能加算10・在宅・入所相互利用加算40</li> <li>・療養食加算18・経口移行加算28</li> <li>・経口維持加算（I）400（II）100・口腔衛生管理体制加算30</li> <li>・口腔衛生管理加算110・個別機能訓練加算12</li> <li>・日常生活継続支援加算（I）36（II）46</li> <li>・看護体制加算（I）イ6（I）ロ4（II）イ13（II）ロ8</li> <li>・栄養マネジメント加算14</li> <li>・サービス提供体制強化加算（Iイ）18（Iロ）12（II）6（III）6</li> <li>・夜勤職員配置加算（I）イ22（I）ロ13（II）イ27（II）ロ18</li> <li>・若年性認知症入所者受入加算120</li> <li>・障害者生活支援体制加算26</li> <li>・看取り介護加算（1）144（2）680（3）1280</li> <li>・認知症専門ケア加算（I）3（II）4・認知症行動、心理症状緊急対応加算200</li> <li>*介護職員処遇改善加算（I）利用する所定単位数に5.9%が上乗せされます</li> </ul> |      |      |      |      |      |

② 居住費・食費

利用者の区分に応じた居住費・食費をお支払い下さい。なお、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額をお支払い下さい。また、外泊期間中についても、居室が確保されている場合は、居住費をご負担願います。

(単位：円)

| 対象者                     |                                 | 区分            | 居住費 |       | 食費    |
|-------------------------|---------------------------------|---------------|-----|-------|-------|
|                         |                                 |               | 多床室 | 従来型個室 |       |
| 生活保護の受給者の方等             |                                 | 利用者負担<br>第1段階 | 0   | 320   | 300   |
| 本人及び世帯全員が<br>市民税非課税であつて | 本人が老齢福祉年金受給者の方                  |               |     |       |       |
|                         | 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等  |               |     |       |       |
|                         | 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等 | 利用者負担<br>第3段階 | 370 | 820   | 650   |
| 上記以外の方                  |                                 | 利用者負担<br>第4段階 | 840 | 1,150 | 1,380 |

〈介護保険負担限度額認定について〉

居住費及び食費については、所得に応じ利用者負担の上限額が設定されています。利用者負担段階に応じた負担限度額を自己負担で支払い差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されます。(市への申請が必要です)

(2) 介護保険基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(単位：円)

|                      |    |         |           |
|----------------------|----|---------|-----------|
| ・理髪・美容               | 実費 | ・金銭管理委託 | 2,000 (月) |
| ・希望により利用するサービスの自己負担分 | 実費 | ・その他の費用 | 実費        |